

◆岐阜市障害者総合支援協議会とは・・・

障がいのある方が安心して暮らせる地域づくりをめざして

- (1) 地域における障がい者等への支援体制について情報を共有する
- (2) 関係機関等の連携の緊密化を図る
- (3) 地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場

協議会（全体会）

○協議会の活動について年間計画等の承認、活動内容についての意見交換、障害福祉計画等への意見提案等、中核的な役割を果たす

○協議会委員（定員 15 名）・・・市長による 1 年間の委嘱

- ・障がい者等及びその家族で、障がい者関係団体の推薦する者
- ・障がい者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者
- ・学識経験を有する者 等

専門部会

こどもに関する
課題

暮らしに関する
課題

しごとに関する
課題

権利擁護に関する
課題

- ・検討課題は、相談支援活動等より抽出
- ・課題に応じて、さまざまな機関へ参加依頼
（参加団体は、市内の障害福祉サービス事業者や福祉・教育・保健・医療・就労・権利擁護等の行政機関・関係機関、障がい者関係団体）

岐阜市障害者総合支援協議会 専門部会参加について

岐阜市障害者総合支援協議会専門部会においては、課題に応じて幅広くご協議いただけるよう、障害福祉サービス事業者のほかに福祉・教育・保健・医療・就労・権利擁護等の様々な行政機関・関係機関、障がい者関係団体等に対しその都度、専門部会のご案内をしていきます。

担当の業務に深く関連する課題や興味のある課題について積極的に参加して協議していただくことが可能です。

専門部会の参加の流れは以下のとおりです。

- ①総合支援協議会にて承認後、専門部会の開催日程（上半期・下半期）をホームページに公開します。
- ②課題に応じて関係する機関等宛に、課題・日時・会場等を記載した専門部会の開催案内（総合支援協議会長名の参加依頼文）をお送りします。送付先については、委託相談支援事業所等と調整していきます。
- ③専門部会の参加を希望される方は、指名を受けた部会員として専門部会にご出席いただきご協議いただきます。
課題の提案説明は、提案者や担当課にさせていただきます。課題によっては、必要に応じ複数回開催します。
- ④協議内容は、参加者へ内容確認後、参加者名簿とともに議事要旨としてホームページに公開します。
（「岐阜市ホームページ」→「障がい福祉」→「岐阜市障害者総合支援協議会」）

なお、専門部会員の報酬につきましても、無報酬となりますのでご了承ください。